

香川高等専門学校情報セキュリティ委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、情報セキュリティに関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 情報セキュリティポリシーの策定と改訂に関すること。
- 二 情報セキュリティポリシーの遵守の励行及び違反に対する措置に関すること。
- 三 情報セキュリティに関する啓発及び教育に関すること。
- 四 その他情報セキュリティに関する必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、高松キャンパス及び詫間キャンパスの次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 各主事
- 四 専攻科長
- 五 各専攻長
- 六 一般教育科長及び各学科長
- 七 図書館長
- 八 情報基盤センター長及び副センター長
- 九 キャリアサポートセンター長及び副センター長
- 十 地域人材開発本部長及び副本部長
- 十一 みらい技術共同教育センター長
- 十二 地域イノベーションセンター長
- 十三 AI 社会実装教育研究本部長及び副本部長
- 十四 社会基盤メンテナンス教育センター長
- 十五 事務部長
- 十六 学務課長
- 十七 学生課長

(運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き、校長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 14 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。